

岡山市建設コンサルタント業務等競争入札心得

(趣旨)

第1条 本市が発注する建設コンサルタント業務等（測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札の基本事項)

第2条 入札参加者は、見積用の仕様書、内訳書、図面及び現場説明書（以下「設計図書」という。）を熟覧のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。この場合において設計図書について疑義があるときは、関係職員に書面にて説明を求めることができる。

2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札価格」という。）を入札書に記載すること。このときにおいて落札金額は、入札価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。ただし、単価による契約の場合は、別に定める。

3 入札参加者は、入札（見積）書（岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）様式第3号）（以下「入札書」という。）に必要な事項を記載し、記名押印（押印はあらかじめ使用印として本市に届け出た印判による。）のうえ、自ら入札箱に投入しなければならない。なお、郵便等による入札は認めないものとする。

4 入札参加者は1業者1人とする。

5 指定の入札開始時間経過後の入札の参加は、原則として認めない。

6 入札参加者は、入札執行に関し、係員の指示に従わなければならない。

7 入札に際し不正又は妨害の行為があると認められる者の入札は、拒否することがある。

8 入札書の文字の訂正、加入及び抹消の箇所には必ず提出前に押印をすること。使用印

及び代理人の印を必ず持参すること。

9 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札開始前に委任事項等が明確に記載された委任状を提出しなければならない。なお、代理人の使用印は入札書に押印するものと、同一のものでなければならない。

10 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一入札事項について他の入札参加者の代理をすることはできない。

11 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 公開前に許容価格（地方自治法第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）、岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）第4条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）、岡山市建設コンサルタント業務等最低制限価格の設定に関する要綱（以下「最低制限価格設定要綱」という。）第4条第1号及び第2号に規定する算定式に基づき算定されたそれぞれの数値及びその合計額、設計金額及びその内訳その他の未公開情報を探ろうとしてはならない。

3 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5 前4項の規定に違反した場合は、違反した者の入札への参加を拒否するとともに、岡山市指名停止基準に基づき厳正に対処する。

6 契約締結後に前各項第1項から第4項に定める事実が判明した場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収することがある。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまでは、いつでも自由に入札を辞退す

ることができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札開始前にあっては、入札辞退届を契約事務担当課に提出して行う。

(2) 入札開始後にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に提出して行う。ただし、入札参加者が入札書を入札箱に投入した後は、辞退することはできない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の延期、中止、取消し)

第5条 本市が必要と認めたときは、入札を延期し又は中止し若しくは取り消すことがある。

2 指名競争入札において、入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。以下同じ。）が1人となった場合は入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者が1人となった場合は入札を不調とする。

3 一般競争入札において、入札開始前に入札参加者がいない場合は入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とする。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 投入した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札方法に違反して行われた入札

(3) 委任事項等が明確に記載された委任状を提出しない代理人がした入札

(4) 同一入札事項について2人以上の入札参加者の代理をした者がした入札

(5) 同一入札事項について他の入札参加者の代理をした者がした入札

(6) 入札書に記名押印がない入札

(7) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札

- (8) 同一入札事項について同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- (9) 郵便等によりした入札
- (10) 明らかに不正によると認められる入札
- (11) 入札価格の内訳書の提出を求められた場合において、指定された期限までに所定の内訳書を提出しない者がした入札
- (12) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）がした入札
- (13) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
（落札者の決定）

第8条 入札を行った者のうち、許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、許容価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、許容価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができるものとする。

2 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）を設けている場合は、許容価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、最低制限価格は、税込み許容価格（許容価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）が5,000万円未満の建設コンサルタント業務等について設けている。

3 入札執行者が必要があると認める場合には、落札決定を保留することがある。
（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約情報の公表)

第10条 一般競争入札に係る契約情報については、岡山市契約情報公表基準（以下「基準」という。）第7条第2項の規定に、指名競争入札に係る契約情報については、基準第7条第5項の規定にそれぞれ基づき、インターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書（仮契約書を含む。以下同じ。）の案の提出と同時（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会の議決まで）に、次のいずれかの方法で契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により岡山市指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、その写しを提出すること。
- (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（利付国債に限る。）であるときは、有価証券納付書とともに提出すること。
- (3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が前払保証事業会社又は銀行等の保証であるときは、その保証書を提出すること。
- (4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出すること。

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、特別の理由のあるときは、事前に契約事務担当課の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(低入札価格落札者等に対する制限)

第13条 第11条の規定にかかわらず、岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱第3条に定める対象コンサルタント業務の入札（以下「低入札価格調査対象入札」という。）において、調査基準価格未満の額で落札者と決定された者（以下「低入札価格落札者」という。）との契約における契約保証は、契約保証金の納付に限るものとし、契約保証金の額は契約金額の100分の30以上とする。

2 低入札価格落札者が契約を締結したときは、岡山市契約規則第89条に規定する公共工事前金払の取扱いについて（昭和62年市告示第74号）第3条ただし書の規定により、前払金の額を請負代金額の10分の1以内とする。

3 低入札価格落札者が契約を締結したときは、規則第47条の5第2項の規定により、違約金の額を契約金額の100分の30とする。

4 低入札価格調査対象入札において調査基準価格未満の価格で入札を行った者が、参加資格の有無の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった場合は、当該入札に係る契約（以下「参加制限契約」という。）の履行が完了するまでの間（当該確認対象者が落札者とならなかったときは、当該入札の落札者を決定するまでの間）、他の低入札価格調査対象の建設コンサルタント業務等の入札（以下この条において「他の対象入札」という。）に参加できないものとする。

5 前項の場合において、確認対象者が現に他の対象入札に参加しているときは、当該確認対象者の行った他の対象入札を無効又は失格とする。

6 前2項の場合において、参加制限契約の履行期限がその者の責に帰すべき事由以外によって延長されたときは、他の対象入札へ参加できない期限は当該契約の延長前の履行期限までとする。